

平成29年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

＜運営方針＞

日本の高齢化は世界でも例のないスピードで進行していると言われ、高齢化に加えた少子化の影響は、介護の担い手を著しく足りない現象が国全体に及び益々拍車をかける状況下、多間に漏れず当村の高齢化も急速し、高齢化率は平成29年2月現在、58.7%と超加速状態で、2025年、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるピーク時は、かなりの値が推計されるとともに、将来5人に1人は認知症を発症するのではないかとされるような予測もあり、支援が必要な高齢者が増えることは否定できません。

地域では、高齢者が出来るだけ、各自で健康維持に努めるとともに、生活支援活動・サービスの受け手にならない工夫が求められ、高齢者でもお互いがお互いを支え合う担い手になることも重要視されて来ております。社会福祉は、介護保険制度での対応がすべてではありません。そこで行政も「地域包括システムの構築」「新しい総合事業」への取組として、県内外で、「地域支援における生活支援サービスの体制づくり」が行なわれ始めております。当法人も平成29年度の福祉事業を展開する中で、村関係部局との連携を今まで以上に強化し、住民相互の助け合いの仕組みの構築に関わり「住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らせる」ように、地域の高齢者が「誰かがなんとかしてくれる」のでは無く、「自分たちの地域は、自分たちでも何とかしようではないか」と思える人が増加するような働きかけを行い、地域に喜ばれる支援を計画実施していきたいと考えております。また、すでに継続実施している在宅福祉事業の充実、推進を図る上で、住民同士の繋がりが高齢化により希薄になりうる地域に、地元の声を反映した地域にふさわしい支援を展開させ、地域の生活課題に向き合うとともに、自らの介護予防に繋がるようなサロンの計画など新たな取り組みを実施し、将来を見据えた協働型地域づくりの支援を行なう考えでおります。

財政面では、昨年度にも増す厳しい状況が予測されますが、人と人との繋がりを重んじ、笑顔と信頼が広がる職場を目指し、職員の資質向上を図るとともに、ホームページで情報の公開を実施するなど透明性のある健全運営の継続に努めます。

＜29年度事業の重点項目＞

- 新しい総合事業における生活支援サービス体制について、村住民課と協議していく中で、既存の事業を見直し、地域のニーズ、声を反映した協働型地域づくりの推進及び強化、拡大を検討する。
- 国庫補助事業である社会福祉法人経営労務管理改善事業を活用し、給与規程の再構築を検討して、若い職員の職場定着及び職員全体のモチベーションアップを図る。
- 資格支援制度の活用
資格支援制度を活用し、主に介護福祉士の取得を促進し、もって職員の資質向上を図る。
- 新規人材確保の推進
28年度に引き続き、各学校への訪問及びホームページを利用し、人材の確保に努めます。
- 行政との協議
社協の運営状況を随時報告するなど、行政と連絡を密にしていきます。

各拠点の取り組み

＜本部拠点＞

法人運営

- ・社会福祉法人制度改革初年度の新理事会・評議員会の開催
- ・拠点相互連携の強化（月1回連絡会議開催）
- ・職員ひとり一人の資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。

・宣伝普及

- ・社協だよりの発行（年2回）
- ・ホームページによる情報公開
- ・新聞チラシ折り込による職員募集
- ・CATVによるボランティアの募集

地域支援サービス福祉活動推進事業

・家族介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日ごろの慰労と、介護者相互の交流を深める目的で、介護者の集い交流会を開催します。

・地域協働型サロンの構築

＜自らが自然な形で介護予防が出来るような参加型地域サロン＞

村関係部局と連携をとり、地域のニーズや希望を反映した無理のない集いを開催し、一人一人に笑顔を取り戻せるような企画で、参加者全員の心身のリフレッシュ及び独居高齢者の孤立解消やマンネリ化の防止を図ることを目的とする。

ア. 向方地区「老人憩いの家」＜仮称＞“向方生き生きサロン”

イ. 大河内地区「大河内多目的集会施設」“大河内ふれあい会”

ウ. その他 ニーズが見込まれる地域

・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ (週2回 火・木) 1食 500円

宅配弁当をお配りし、一人暮らし高齢者の食の確保と安否確認を兼ね実施します。

現行の平岡地区のみならず神原方面へ宅配弁当のエリア拡大を検討。

村内希望調査の実施を行い、配達計画実施

＜お達者総菜＞ (月2回 第2・第4 金曜日) 1パック 200円

おかずのみ(天ぷら・煮物・酢の物・漬物など)をお配りし、高齢者とコミュニケーションを図り孤立防止や自立の継続の支援を図る事を目的で実施します。年末にはケーキなどを添え、季節感と温もりのある支援を行います。

・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加推進

村内ボランティア交流会の開催

・福祉相談事業

県の生活福祉基金貸付事業、マイサポ及び日常生活自立支援の相談、受付対応

・結婚相談事業

少子高齢化の進行する中、人口減少への対策の一環となる新たな取り組みとして独身男性の結婚相談や結婚への出会いの場の提供などの支援事業を行なう。

在宅福祉サービス事業

道路運送法により、公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障害者に福祉バスとして運行し、外出の利便を図る運送手段として、村からの委託により事業を実施します。

(月) 原地区 46日 (水) 神原地区 49日 (金) 上平地区 48日
年間稼働日数 143日 利用代金 往復200円 (村の収入)

※ 介助員が必要な場合は、1名 村へ相談し対応

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの運営に関し、村から委託され管理を行ないます。入居者の現状把握に努め、村住民課との連絡を密に行い、日常の安心と安全の確保に努めます。熱中症予防の対策等、季節に応じた支援及び避難訓練の実施などを行ない災害時に備える等計画実施します。

入居当初は自立可能であった入居者が、加齢とともに病弱となり歩行困難など、生活支援が必要になった方本人及び家族への配慮のある対応も行ないます。

共同募金配分事業

共同募金会改革の一環として、28年度に実施出来なかった共同募金配分金を、公募制にしていくように、準備を進めていき、少しでも民間の福祉活動に応えられるようにしていきます。

その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ・身障協・婦人会

各種団体の事務局を担当し、団体の活動を側面から支援します

訪問介護事業

村内に在宅され、身体上又は精神上的の障害のために日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人・家族の希望やニーズを反映した介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、入浴介助、排泄介助を中心とする身体介護、通院介助を行ないます。できる限り最後まで住み慣れた自宅で暮らせるように、本人・家族に寄り添った介護を提供します。

29年度から、現行の介護予防が新しい総合事業へ移行し、従来の介護予防訪問介護のほか新たな訪問型サービスが創設されますが、村住民課と連携を図る中で、試行錯誤しながら、事業を進めていきたいと思えます。

訪問生活支援事業

介護保険制度に当てはまらない高齢者の買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行ないます。遠方に暮らす家族に代わって、日常の良き話し相手となり孤立防止を図ります。

通所介護事業

地域密着型通所介護事業所となって2年目を迎え、介護予防サービスが村の新しい総合事業に移行するにあたり、サービス内容も検討をする必要があります。通所を通して利用者同士が交流を図る事により、在宅高齢者の生活にメリハリを持っていただくとともに、能力に応じた個々の生活を保持できるようなサービスに努め、当デイサービス事業の運営方針である〈親切に・丁寧に・誠実に・安全に〉を遵守した介護の実践に心がけ、利用者の生きがいとなる施設を目標に、良質なサービスの提供を行ないます。月2回程度の運動教室の開催や変化のある室内レクリエーションを取り入れる等日々工夫したサービスを提供します。

介護報酬改定に伴う減収に伴う厳しい運営の中ではありますが、地域のニーズに応えられるよう、また、多様化する利用者に行き届いた支援が出来るよう運営します。

生きがい活動通所介護支援受託事業

村の包括支援センターと連携を図る中、在宅で生き生きとした生活が続けられるように高齢者の生活の支援となる通所介護サービスを実施し、健康体操、レクリエーション等を行い、通所で外出して、人と話し楽しみながら介護予防や健康維持が図れるサービスに取り組みます。

介護支援事業

自分の生まれ育った住み慣れた地域で、その人らしく最後まで生活していけるよう、利用者の希望に寄り添いながら、医療・福祉・介護と連携し、また地域の住民の支え合いや、就労機関、各種団体の社会資源を大切にしながら、誰もが安心して暮すことが出来る福祉社会への支援となるケアプランを提供していきたいと考えています。

〈特養拠点〉

施設の建設から約31年の経年により、設備機器等の老朽化が顕著に現れていますので、設備機器等の定期点検を強化し、施設及び利用者の安心安全を図り運営します。

指定介護老人福祉施設事業

法改正に伴う介護報酬の大幅減に加え、入所待機者数が減少傾向にある中、新たな介護報酬加算を取り入れる工夫を行うとともに、本入所の稼働率が低下しないよう努め、安定した収入確保を図ります。施設介護サービス計画に基づき、入所者の心

身状態に応じ、可能な限り自律した生活ができるよう支援します。

昨年8月に実施された指導監査では、職員の創意工夫が生かされ、30年以上経過した施設には見えないとの評価がありました。今後も継続できるよう努めます。

また、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症の予防や蔓延防止対策を強化し、入院者の減少に努めます。なお、褥瘡ゼロを目指した取り組みの継続、介護支援専門員のケアプランに従い、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスや、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者に心のこもったサービスを行ないます。また、介護事故の発生防止に努めるとともに、介護技術等の研修により職員の資質向上を図り、介護福祉士等の資格取得を積極的に推進し、施設の持続的発展を図り運営します。

短期入所生活介護事業

利用者の在宅介護の家族負担軽減を図るとともに、利用者及び利用者家族の安心と、癒しの期間となるよう親しみ深く接し、親切で丁寧な対応により、利用者の身体機能低下防止や感染症の予防に努め、寂しさを感じることの無い楽しい日々となるサービスを提供します。また、利用者の増加を図れるよう、近隣関係機関との連絡をより恒常化し、介護支援事業所等とも連絡を密に行い、空床が無いよう努めます。

< 養護拠点 >

平成18年度から従来の措置事業に加え介護保険事業を併用し、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。平成28年度は年度当初より入所者定員を大幅に下回る状況が続き、それにより安定した収入の確保が難しい現状に直面し、定員の見直し等も検討しましたが、一様に収支状況を好転させるには至らない制度上の問題もあり、平成29年度においては、より関係機関と連携を図りながら定員確保に努めます。しかしながら、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる拠点施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね 65 歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を摘要し、日常生活がおくれるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にひきこもりの孤独感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。